

1 端末の調達方法

現在は、議会から貸与したタブレット端末を利用しているが、昨年度の議会改革検討委員会における「端末の利便性を高めてほしい(2台持ちを避けたい。)」 「長期的にはBYOD方式(※)を検討すべきではないか」などの意見を踏まえ、検討するもの

※BYOD方式 個人が私物として所有しているパソコン等を業務等に利用すること

(1) 考え方 (案)

貸与方式

- 議員の任期単位で端末を更新
- 全て同じ端末
- 他は現在の運用と同じ考え方 (利用目的は公務・政務活動に限る、希望者はファイル管理システムを私有端末でも閲覧できる 等)

BYOD方式

- 議員の自己所有端末を利用する。
- スペックはファイル管理システムが利用できるスペックとする。
- 端末の準備、故障対応等は議員各自で行うが、端末の故障等により急遽必要となる場合には事務局から端末を一時的に貸与する。

※ BYOD方式となった場合、令和9年度については現在のタブレット端末の利用も可能とする。

2 端末形態

(1) 現行

	議場	委員会室
持込み可能な端末	貸与されたタブレット端末のみ	電子機器全般
用途	情報の検索・閲覧、審議内容の記録	情報の検索・閲覧、スケジュールの確認（貸与されたタブレット端末については審議内容の記録も可能。）

※ 議会運営委員会における主要な確認事項

(2) 昨年度の議論（キーボードの持込み）

- そもそも議場や委員会室でキーボードが必要なのか。何のために使用するのか。
- 将来的に議場等で私有端末を利用する可能性があるにもかかわらず、現時点でキーボードの持込みの可否を決定してしまうのは良くないのではないか。

(3) 考え方（案）

貸与方式

- 操作の習熟度の高まりを踏まえ、引き続きタブレット端末とする。
（ただし、サイズについては要検討）

BYOD方式

- BYOD方式のメリットを活かすためにもタブレット端末だけではなくパソコンまで認めることを基本とする。
- スマートフォンまで認めるかどうかは要検討。

（参考）端末の調達方法、端末形態に関する考え方の整理

	タブレット端末のみ	タブレット端末 _{or} パソコン ほか
貸与方式	○	✕
BYOD方式	✕	○

3 費用(端末関係)

17,739,392円 (議員 1 人当たり403,168円)

(内訳)

- 端末購入費 11,211,200円 (議員 1 人当たり254,800円)
- 通信費 6,528,192円 (議員 1 人当たり148,368円)

- ※ 端末は「iPad Pro13インチ (2024年モデル) 、セルラーモデル256GB」を想定。
- ※ 通信費は現在のタブレット端末の通信費と同額と仮定し、4年間の経費を記載。
- ※ 別途初期設定費用等が発生する可能性あり。
- ※ 貸与方式、BYOD方式ともに、費用負担については別途議論。

4 メリット・デメリット

	貸与方式	BYOD方式
メリット	<ul style="list-style-type: none">● 従来と同じ方式のため安定した議会運営が可能となる。● 統一の端末のため、故障時等のフォローが可能となる。	<ul style="list-style-type: none">● 私有端末のため幅広く活用することができる。● 現在利用している端末も含め、自身で使いやすい端末を選ぶことができる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">● 公務および政務活動に関する利用に限られ、自由に利用することができない。● 自由に端末を選ぶことができない。	<ul style="list-style-type: none">● 端末の準備、故障対応等は各自で行う必要がある。

5 検討事項

